

2018年8月10日

内閣総理大臣

安倍晋三様

公務員労働組合連絡会
議長 石原富雄



本年の人事院勧告・報告、意見の申出に関わる要求書

常日頃、公務員労働者の待遇改善にご努力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、人事院は本日、月例給を0.16%、655円引き上げ、一時金の支給月数を0.05月引き上げる給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告、国家公務員の定年引上げに関する意見の申出を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえたものであることに加えて、賃上げによる経済の好循環を図るためにも、勧告通り実施すべきものと考えます。

民間における時間外労働の上限規制を踏まえ、公務においては法令である人事院規則で上限時間を定める一方、各省各庁の長の判断に基づく特例を設けることを可能としており、労使がともにその実効性を確保していくことが強く求められます。

また、定年引上げに関する意見の申出は、政府からの検討要請に人事院が応えたものであり、当然実施すべきものと考えます。

あわせて、非常勤職員の均等待遇も公務における重要課題となっています。

貴職におかれましては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。
2. 定年引上げについて、早期に着実かつ確実に実施すること。

以上